

建設技術センター情報

CONTENTS

「河川工作物設置許可マニュアル事例集」について

山口県の土木遺産 ～久賀の波止を訪ねて(前編)～

編集後記

この情報誌は土木技術に関する様々な情報を、山口県及び市町の土木技術職員の皆様方に提供するものです。



●小野田湾岸線 新有帆川大橋(仮称) 基礎工

「河川工作物設置許可マニュアル事例集」について

河川への工作物の設置は、治水・利水及び環境の観点から、河川本来の機能が維持され、適正な利用が図られるように行う必要があります。「河川工作物設置許可マニュアル」(以下、マニュアル)の基本的な内容や注意点を理解し、実際に活用するための手助けとして、平成22年3月に「河川工作物設置許可マニュアル事例集」(以下、事例集)を作成しましたので紹介します。

◆河川工作物設置許可について

河川は本来一般公衆が自由に使用できるものです。しかし、一方で、洪水・高潮被害の発生の防止、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備・保全がなされるように総合的に管理される必要があります。特に橋などの治水支障となるおそれ(洪水の流下阻害など)がある工作物の設置は、河川管理者の許可(河川工作物設置許可)が必要となります。

河川工作物設置許可の代表的なものとしては、河川法第24条(土地の占有の許可)や第26条(工作物の新築等の許可)などがあります。

(河川法第24条)※抜粋

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)を占有しようとする者は、国土交通省令^(注1)で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(河川法第26条)※抜粋

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は国土交通省令^(注1)で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

注1：河川法施行規則

◆事例集の目的

山口県では、河川工作物設置許可について、マニュアルを平成10年6月に作成(平成22年3月改訂)し、活用しています。しかし、マニュアルには、工作物設置許可についての考え方が多く記載されていますが、具体的な事例の記載はありませんでした。そこで今回、マニュアルを補足するものとして、実際の許可申請資料に沿いつつ、基本的なポイントを取りまとめた事例集を作成しました。

工作物設置許可申請資料(以下、申請資料)を作成する際には、マニュアルと事例集を参考にしてください。

◆事例集の内容

事例として以下の6種類を掲載しています。

- (1) 橋梁(単径間・掘込河道)
- (2) 橋梁(多径間・築堤河道)
- (3) 管類(縦断占有・掘込河道)
- (4) 管類(縦断占有・築堤河道)
- (5) 管類(河川保全区域内の縦断設置・築堤河道)
- (6) 堰(起伏式・築堤河道)

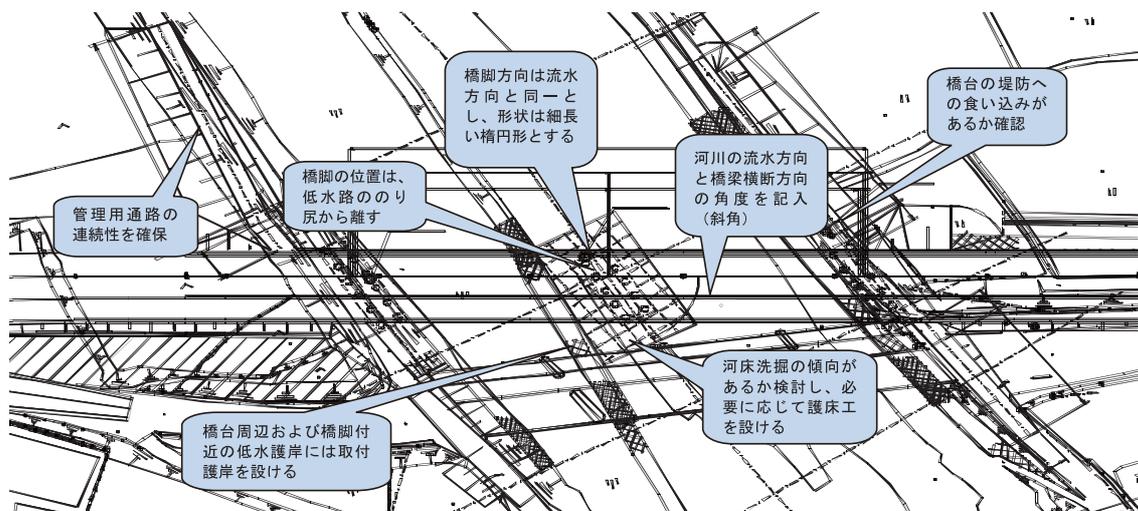
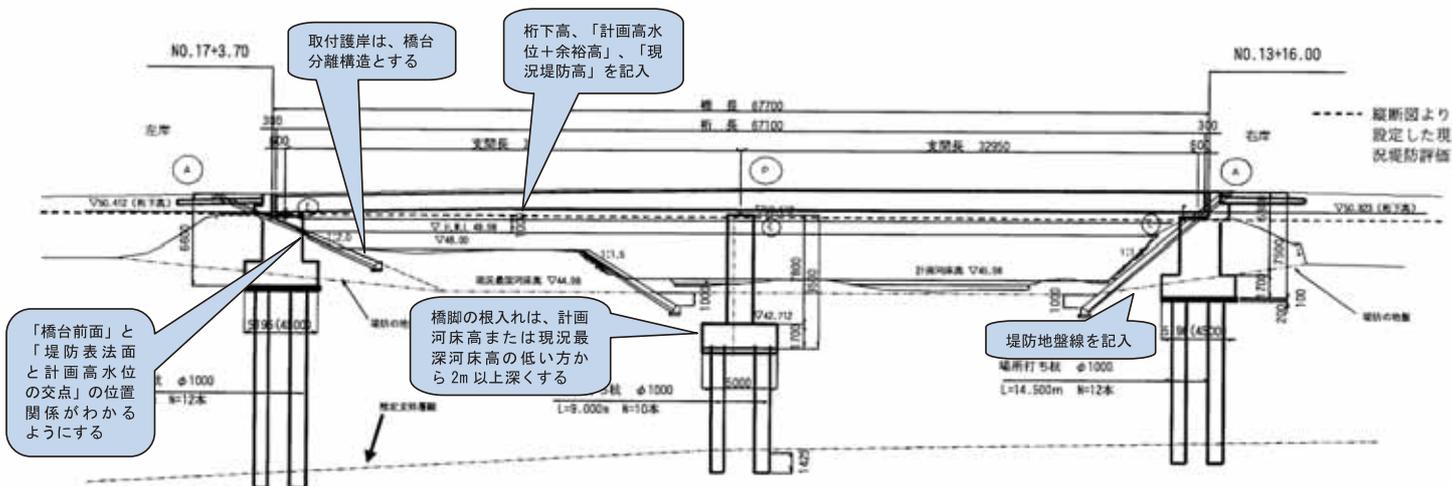
なお、事例集の記載内容や図表は簡素化し、注意点等のエッセンスを示すことに主眼を置いた構成としています。

◆事例 橋梁(多径間・築堤河道)

事例集に掲載されている内容の一部を以下に示します。事例集には申請資料を作成するに当たって留意すべきポイントを記載しています。

6.橋梁の設計書 ※事例集P56

6.1橋梁一般図



事例集には、橋梁一般図以外の各図面(平面図等)におけるポイント、仮設工の具体例、チェックリストの記入例など、必要書類の作成における留意事項を一通り掲載しています。

◆おわりに

今回紹介した事例集及びマニュアルは、山口県土木建築部河川課より各土木建築事務所・市町に配布されています。マニュアルと共に事例集を活用していただくと幸いです。

山口県の土木遺産 ～久賀の波止を訪ねて(前編)～

所在地：周防大島町

周防大島町久賀にある江戸時代に築かれた古波止と明治時代に築かれた新波止の2つの石造りの波止について前後編の2回に分けて紹介します。前編では波止が築造された背景とその整備効果について、後編では波止築造を支えた久賀の石工について紹介します。

周防大島(屋代島)は、瀬戸内海の島としては、淡路島、小豆島に次いで3番目に大きい島である。今回訪れたのは周防大島町久賀であるが、古くから使用されていた地名のようで、「吾妻鑑」の文治3年(1187年)4月23日の条に「久賀保」として登場している。

久賀の湾を港として見た時、湾の奥行きが浅く水深も遠浅で、湾口が北向きに開いていることから8月頃から3月頃までの北風を受ける時期は漁船や廻船の接岸が容易ではなく、また、強風時の船の避難場所が近くにないことから天然の良港と呼べるものではなかった。その当時の久賀の状況を、江戸時代中期に萩藩絵図方が作成した「地下上申絵図」を見ることによって確認できる。

この絵図が作られた江戸中期にあたる元文期(1740年頃)の久賀の廻船には大きなものがなく、15～40石積程度の船ばかりであった。



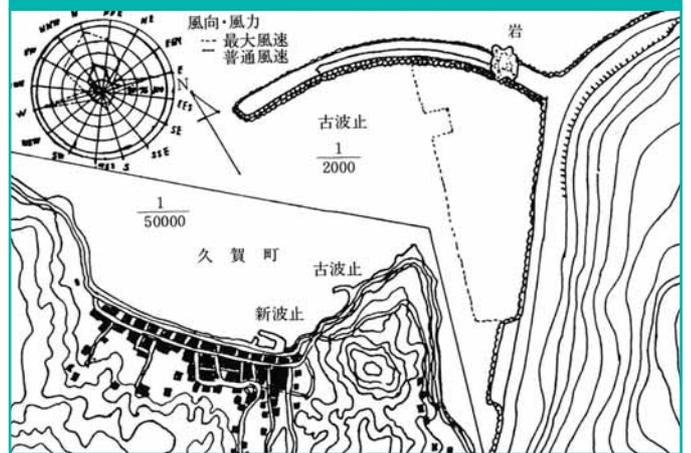
地下上申絵図

久賀の町を廻船港、漁港として栄えさせていくためには、港の整備が必要条件であったことから、地元の庄屋、船持等が集まり、文政9年(1826年)に波止築造を発起した。工事は約半年で終わり、文政9年(1826年)10月に波止(古波止)が完成した。

※ 港から港へ旅客や貨物を運んで回る船のこと。江戸時代には、西回り航路・東回り航路が成立し、北海道を含む日本中を結ぶ船による輸送網が発達した。



波止の位置図



古波止は北風から船を守るように作られているが、久賀の町から東に1kmほど離れた場所にあり、近寄るにも道らしい道がなく不便な場所であったことから、主として廻船の停泊地として使用された。この場所が選ばれた理由を記した文献は見つけられなかったが、以下のような理由で選定されたのではないかと考える。

- (1) 古波止付近は磯なので、砂浜より石の沈下も少なく、当時の技術で工事がしやすかったこと
- (2) 現地の地形から、波止の長さが短くても北風を防ぐことができ、停泊地の効果が高いこと
- (3) 上記の結果、波止の施工延長が短くなり、工事費が安くすむこと

久賀の町近くに築造すると、風向きと湾の関係からどうしても新波止のようなL型の波止が必要となり、技術面でも費用面でも大変だったのではないかとと思われる。そこで、費用と効果を総合的に判断した結果、この場所を選定したのではないかと。

なお、この工事は今のように行政(当時では萩藩)が行う公共工事ではなく、地元有力者の私財提供による工事であり、資金調達面で非常に苦労していたようである。

私財による公共施設整備は江戸時代には珍しいことではなかったようで、各地にこのように地元の有力者が工事費用を工面したという話が残っている。

波止の整備効果は高く、天保期(1840年頃)には久賀の町に大型の廻船を持つ船持が現れ、500石積より大きい廻船が3艘あり、最も大きい廻船で1200石積であったと記録されている。千石を超える船は、遠く北海道まで交易に行くことが可能な船であり、久賀の発展の様子をうかがい知ることができる。

新波止は、明治13年(1880年)に築造された。第二次長州征伐(四境戦争)の戦火で消失した久賀の町の復興のため、明治8年に新波止築造の許可を得て着工されたものである。今回の工事も、地元の有力者らが私財を投じ、公共のために整備を行っている。新波止は、久賀の町の目の前という利便性の高い位置に築造され、新波止の完成により、久賀の町は大きく発展していった。

まず、柳井、大島との定期船が出現し、明治19年頃には四国、中国間の各港を往復する共同汽船の寄港が始まっている。明治29年には大阪～下関間の定期汽船が久賀に寄港するようになり、新波止は久賀の発展に多大な貢献を果たした。

旧久賀町の人口の推移を見てみると、古波止ができる前の寛政3年(1791年)に約6,200人、古波止完成後の天保

13年(1842年)には約7,000人、新波止ができた頃の明治14年(1881年)には8,300人を超えており、波止が町の繁栄を支えていたことをうかがい知ることができる。

なお、古波止は平成16年の台風で被災しコンクリートで作り直されたが、当時の石材を流用して復旧した箇所もあり、一部残った石積部分に往事の姿を見ることができる。新波止は明治の姿から手を加えられているものの、築造された当時の姿を色濃く残している。

これら2つの波止を築造したのは地元の久賀の石工であり、後編では、久賀の石工の紹介をします。

参考文献

久賀町史 現代編 発行:久賀町

山口県久賀町誌 発行:久賀町役場

絵図で見る防長の町と村 発行:山口県文書館

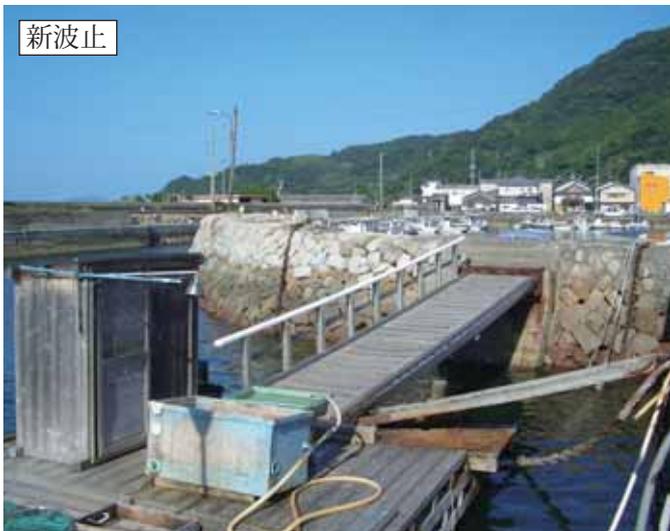
町制90周年記念 写真で見る久賀町

発行:久賀町役場

周防久賀の諸職 石工等諸職調査報告書(二)

発行:久賀町教育委員会

とじあな



とじあな

編集後記

今年の夏は例年になく暑く、「本当に秋が来るのだろうか」と疑問に思うほどでしたが、ちゃんと秋の訪れがあり、ホッとしました。

秋は、スポーツの秋、芸術の秋、食欲の秋などと言われます。県内は2年続けて夏に激しく被災し、その対応等で業務に忙しいことと思いますが、秋をゆっくり体感してもらいたいと思います。私はと申しますと、家の栗の木がたくさんの実をつけ、もっか、食欲の秋を堪能中です。

【メールアドレス】 info@yama-ctc.or.jp

【ホームページアドレス】 <http://www.yama-ctc.or.jp>

〒753-0073 山口市春日町8-3春日山庁舎

(財)山口県建設技術センター 情報誌編集委員会 宛

【TEL】083-920-1233 【FAX】083-920-1288